

一般質問通告書

【第61回定例会】

多可町議会議長 河崎 一 様

多可町議会議員

大山由郎



平成26年11月25日

午前・午後 8時30分

受領日

番号

/

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 障がい者の生活水準の好転をめざせ	町長
別紙にて	
2.	
3.	

☆ 一般質問の通告期限は12月9日（火）午後0時00分までです。

質問要旨はできるだけ詳細にお願いいたします。

質 問 の 内 容

閉塞感から脱け出せなかった日本の障がい分野だが、新たな道が開かれようとしている。2014年1月、日本は障害者権利条約を批准した。現在、国連加盟国は193カ国だが、日本の批准はEUも含め141番目であり、2006年に国連で権利条約が採択されてから7年も経過してからの批准で、決して早くはない。9～10月にかけてスイス・ジュネーブにて開催された、批准国の条約規定実施を監視する国連の、第12回期障害者権利委員会を傍聴したJDF（日本障害者フォーラム）の報告会が国会内で開かれ、JDFの佐藤聡条約小委員会委員長が傍聴をした韓国の審査について、詳しく報告され、その後主席者から、「韓国政府に対する障害者権利委員会の総括所見を見ると、日本の状況に似ている、国連の審査を待つまでもなく、障がい者施策を改善させなければならない。」と発言があり、また、障害者権利条約を社会に知らしめる取り組みを強めようとの呼びかけがあった。

障がい者の実態の基本となる実数について、米国では人口の15～20%とされ、日本政府の最新の発表では人口の6%余り（約790万人）に留まっている。このことは、障がい者施策の対象に含まれない、いわゆる「制度の谷間」に存在する人々が少なくないことを表している。今日まで「最大のマイノリティー」と称されていた障がい者だが、もはやマイノリティーとはいえず、メインストリーム（主流）施策に位置付けるべきだ。

昨年、障害者差別解消法が成立し、2016年4月から施行になる。この法律の目的は、差別解消処置、差別解消支援処置などを通じて差別の解消を推進するための法律で、それにより共生社会の実現に役立つこととし、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」と名付けている。2013年度内に政府の基本方針を取りまとめ、それより1年以内にガイドラインを作成し、施行までに1年ほどかけて法律の周知徹底を進める予定だ。

我が多可町では、障がい者の日常生活等について、多様な取り組みをされている。私も、みなさまの生活の好転を目指し活動を進めているが、「障がい者の生活の好転」には及んでいない。

- ① 障がい者に対する防災対策の強化や②障がい者の生活水準と障がいの無い者との比較（所得等）検討。前回の本会議において、手話言語法の制定を求める請願の審査では、本会議で初めて手話を導入したが、後、町内の手話通訳グループより③たかテレビに手話通訳を導入してはどうか、との提案があ

質 問 の 内 容

った。これら3点を含め、多可町の障がい者福祉の現状と展望について、町長の所信を伺いたい。